写

１８川人委調第５７７号

平成１９年２月２０日

川崎市議会

議長　矢　沢　博　孝　様

川崎市人事委員会

委員長　日野原　　守

地方公務員法第５条第２項の規定に基づく人事委員会の意見について

平成１９年２月１３日付け１８川議議第８４４号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第２号　川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第４条に規定する職員及び同法第５条に規定する短時間勤務職員を採用することができること等としようとするものであり、異議はありません。

議案第３号　川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、職員の休息時間を廃止しようとするものであり、異議はありません。

議案第７号　川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備を行おうとするものであり、異議はありません。

議案第９号　川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、育児休業を取得した職員について退職手当の額の算定の基礎となる勤続期間からの育児休業期間の除算の特例を定めること、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により任期を定めて採用された職員について育児休業を取得することができないこととすること等をするものであり、異議はありません。

議案第１０号　川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、国及び他の地方公共団体との均衡を考慮して、退職手当の調整額を新設し、減額改定以外に給料月額が減額されたことがある場合における退職手当の基本額に係る特例を定めること等をするものであり、異議はありません。